

こっかくていげん しょうがいしゃせいどかいかく ぐるう こうせいろうどうしょうあん  
**骨格提言と障害者制度改革を愚弄する厚生労働省案**

だい かい そうごうふくしゅかい  
**第19回 総合福祉部会**

へいせい ねん がつ か  
**平成23年2月8日**

ふじ おか たけし  
**藤岡毅**

ぜんじつ じむきょく おく こうせいろうどうしょうあん  
**前日に事務局から送られてきた「厚生労働省案」。**

こっかくていげん むし ないよう いいん とうてい ほうあん  
**骨格提言を無視した内容であり、委員として到底こんなものを法案として**  
みと  
**認めることは出来ません。**

しょうがいしゃせいどかいかく しょうがいしゃじりつしえんほう はいし だいぜんてい  
**この障害者制度改革は障害者自立支援法を廃止することを大前提とし**  
いいん ぎろん はつげん こうせいろうどうあん しょうがいしゃじりつ  
**て委員は議論、発言してきました。ところが厚生労働省案は、障害者自立**  
しえんほう めいしょう みなお しょうがいしゃじりつしえんほう いじ そんぞく  
**支援法の名を見直すなどとして、障害者自立支援法を維持、存続させるこ**  
しよよ ぜんてい せいどかいかく ぎろん ほうしん ひてい むし  
**とを所与の前提としており、制度改革の議論の方針そのものを否定、無視する**  
きび ひはん  
**ものと厳しく批判されなければならない。**

しんぽう こっかくていげん きほん ほうあん さくせい とうぜん  
**新法は骨格提言を基本として法案が作成されることを当然のことと**  
いいん ぜんこく ぎろん ちゅうし ひとびと うたが しよよ ぜんてい  
**委員も全国で議論を注視する人々も疑うことなき所与の前提としてしまし**  
**た。**

こうせいろうどうしょうあん しょうがいしゃじりつしえんほう きほん ほんとう  
**ところが厚生労働省案は、障害者自立支援法を基本として本当にそのご**  
いちぶ てなお そうごうふくしゅかい もと こっかくていげん  
**くごく一部を手直すものでしかなく、総合福祉部会が求める、骨格提言を**  
きそ ほうあん ひてい はいし ほう ほねぐ きょうか こていか  
**基礎とした法案でなく、否定し、廃止すべき法の骨組みをむしろ強化・固定化**  
こくれんしょうがいしゃけんりじょうやく こくないほう  
**しようとするものであり、これは国連障害者権利条約の国内法としての**  
そうごうふくしほう せいてい けんりじょうやく ひじゅん さまた しょうがいしゃ けんり ひてい  
**総合福祉法の制定と権利条約の批准を妨げ、障害者の権利を否定する**  
こんきょほう  
**根拠法になりかねない。**

ほうあつか ほんとう くに しょうがいしゃ せいかつ けんり  
**こんなものが法案化されれば、本当にこの国の障害者の生活と権利を**  
しょうらいてき そこ わたし しそん は あくほう  
**将来的に損ないかねない、私たちの子孫に恥ずかしい悪法をこしらえてしまう。**  
かたん  
**こんなことに加担するわけにはいきません。**

せいふ き  
**政府にお聞きします。**

① こっかくていげん かいかく りねん うた ぜんぶん せいてい  
**骨格提言は、改革の理念を謳う前文を制定するべきとしています。**

しんぽう ぜんぶん もう  
**新法に前文を設けますか？**

こっかくていげん ぜんぶん つぎ ていげん  
**骨格提言では前文について次のように提言しています。**

せつめい  
【説明】

ぜんこく まんにん こ おも しょうがいしゃ かぞく しょうがいしゃ いっぱん  
全国1000万人を超えると思われる障害者とその家族、支援者、一般  
こくみん すべ ひと こんかい かいかく けいり ねん つた しょうがいしゃ そうごう  
国民、全ての人にとって、今回の改革の経緯と理念が伝わり、障害者総合  
ふくしほう いぎ きゆうゆう こべつきてい かいしゃくしん ぜんぶん  
福祉法の意義が共有され、さらに、個別規定の解釈指針とするためにも、前文  
ほう せいしん たか うた ふかけつ も こ ぜんぶん  
でこの法の精神を高らかに謳うことが不可欠である。盛り込むべき前文の  
ないよう いか  
内容は以下のとおりである。

き  
記

くにおよ せかい しょうがいしゃふくししやく かんぜんさんか びょうどう もくてき  
わが国及び世界の障害者福祉施策は「完全参加と平等」を目的とした  
しょうわ ねん こくさいしょうがいしゃねん ご こくれんしょうがいしゃ じゅうねん  
昭和56(1981)年の国際障害者年とその後の国連障害者の十年により  
いってい しんてん と いぜん おお しょうがいしゃ ほか もの びょうどう たちば  
一定の進展を遂げたが、依然として多くの障害者は他の者と平等な立場  
にあるとは言いがたい。

げんじょう ぜんてい へいせい ねんこくれんそうかい しょうがいしゃけんり  
このような現状を前提に、平成18(2006)年国連総会にて障害者権利  
じょうやく さいたく くに へいせい ねん しょうめい げんざい ひじゅん  
条約が採択され、わが国も平成19(2007)年に署名した。現在、批准のため  
どうじょうやく しゅし はんえい ほうせいど せいび もと  
に同条約の趣旨を反映した法制度の整備が求められている。

しょうがいしゃけんりじょうやく うた いんくるーじょん しょうがいしゃ しゃかい なか  
障害者権利条約が謳うインクルージョンは、障害者が社会の中で  
とうぜん そんざい しょうがい うむ だれ はいじょ ぶんり かくり とも  
当然に存在し、障害の有無にかかわらず誰もが排除、分離、隔離されずに共  
い しゃかい しぜん すがた だれ い しゃかい  
に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会である  
との考え方を基本としている。

しょうがい ふりえき せきにん こじん かぞく き  
そして、それは、障害による不利益の責任が個人や家族に帰せられることな  
しょうがい もと さまざま ふりえき しょうがいしゃ へんざい ふびょうどう かいしょう  
く、障害に基づく様々な不利益が障害者に偏在している不平等を解消  
びょうどう しゃかい じつげん もと  
し、平等な社会を実現することを求めるものである。

じんせい ちょうき しせつ せいしんかびょういんとう にゅうしょ にゅういん  
とりわけ人生の長期にわたって施設、精神科病院等に入所、入院して  
しょうがいしゃ たすうそんざい げんじょう ちやくし ちいきしゃかい じこ  
いる障害者が多数存在している現状を直視し、地域社会において、自己  
けつてい そんちょう ふつう く いとな しえん ちいきせいかつ いこう  
決定が尊重された普通の暮らしが営めるよう支援し、地域生活への移行を  
すいしん そうごうまと とく すいしん つよ もと  
推進するための総合的な取り組みを推進することが強く求められる。

しょうがいしゃ じりつ けいざいめん かぎ だれ しゅたいせい  
そのうえで、障害者の自立が、経済面に限らず、誰もが主体性をもつ  
い い せいかつ しゃかい さんか いみ くに  
て生き生きと生活し社会に参加することを意味するものであり、また、この国の  
あるべき共生社会の姿として、障害者が必要な支援を活用しながら地域で  
きょうせいしゃかい すがた しょうがいしゃ ひつよう しえん かつよう ちいき  
自立した生活を営み、生涯を通じて固有の尊厳が尊重されるよう、その  
じりつ せいかつ いとな しょうがい つう こゆう そんげん そんちょう  
自立した生活を営み、生涯を通じて固有の尊厳が尊重されるよう、その  
しゃかいせいかつ しえん もと くに ほうせいど かくにん  
社会生活を支援することが求められていることを国の法制度において確認  
されるべきである。

この法律は、これらの基本的な考え方に基づき、障害の種別、軽重にかかわらず、尊厳のある生存、移動の自由、コミュニケーション、就労等の支援を保障し、障害者が、障害のない人と平等に社会生活上の権利が行使できるために、また、あらゆる障害者が制度の谷間にこぼれ落ちることがないように、必要な支援を法的権利として総合的に保障し、さらに、差異と多様性が尊重され、誰もが排除されず、それぞれをありのままに人として認め合う共生社会の実現をめざして制定されるものである。

.....  
こういう前文を設けている法案なのですね？

② 法の目的

骨格提言は法の目的条項について次の提言をしています。

○ この法律の目的として、以下の内容を盛り込むべきである。

・ この法律が、憲法第13条、第14条、第22条、第25条等の基本的人権や改正された障害者基本法等に基づき、全ての障害者が、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、他の者との平等が保障されるものであるとの理念に立脚するものであること。

・ この法律が、障害者の基本的人権の行使やその自立及び社会参加の支援のための施策に関し、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるために必要な支援を受けることを障害者の基本的権利として、障害の種類、軽重、年齢等に関わりなく保障するものであること。

・ 国及び地方公共団体が、障害に基づく社会的不利益を解消すべき責務を負うことを明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加に必要な支援のための施策を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施すべき義務を負っていること。

このとおり、法の目的を定める法案ですか？

③ 法の目的で確認された地域で自立した生活を営む中核的権利を確認する基本的権利の保障規定について 骨格提言では次の点が極めて重要な条文として提案されています。

この条項を抜かしてしまえば、「骨格提言の骨抜き」の誹りを免れませぬ。

地域で自立した生活を営む権利として、以下の諸権利を障害者総合福祉法において確認すべきである。

1. 障害ゆえに命の危険にさらされない権利を有し、そのための支援を受けられる権利が保障される旨の規定。

2. 障害者は、必要とする支援を受けながら、意思(自己)決定を行う権利が保障される旨の規定。

3. 障害者は、自らの意思に基づきどこで誰と住むかを定める権利、どのように暮らしていくかを定める権利、特定の様式での生活を強制されない権利を有し、そのための支援を受ける権利が保障される旨の規定。

4. 障害者は、自ら選択する言語(手話等の非音声言語を含む)及び自ら選択するコミュニケーション手段を使用して、市民として平等に生活を営む権利を有し、そのための情報・コミュニケーション支援を受ける権利が保障される旨の規定。

5. 障害者は、自らの意思で移動する権利を有し、そのための外出介助、ガイドヘルパー等の支援を受ける権利が保障される旨の規定。

6. 以上の支援を受ける権利は、障害者の個別の事情に最も相応しい内容でなければならない旨の規定。

7. 国及び地方公共団体は、これらの施策実施の義務を負う旨の規定。

今回の「厚生労働省案」ではこれらが片鱗も見当たりません。骨格提言の真髄を理解しようという姿勢は皆無と批判されても仕方ないでしょう。

今回制度改革で制定しようとしているのは、障害者権利条約の国内法で

けんりほしょうほう  
すから権利保障法です。

しょうがいしゃじりつしえんほう ほねぐ しじょうげんり さーびすきょうきゅう ゆだ ほう  
しかし、障害者自立支援法の骨組みは、市場原理にサービス供給を委ね、法  
しえんさーびすめにゆー られつ いけんそしょう ひはん  
は支援サービスメニューを羅列するだけと違憲訴訟で批判されました。

しょうがいしゃしえん じっこう しょうがいしゃ せいぞんけん ほしょう ほう しせい  
障害者支援の実行と障害者の生存権を保障しようという法の姿勢が  
きはくす  
希薄過ぎるのです。

こんかい かいかく こっかく どだい つく なお  
ですから、今回の改革で骨格と土台から作り直そうよということになったの  
です。

こんかい こうせいろうどうしょうあん いみ りかいで き どだい て  
今回の厚生労働省案はそのことの意味が理解出来ていないのです。土台に手  
ふ あつしそん かんが  
を触れず温存することしか考えていません。

そうごうふくしぶかい しゅくだい こた あかてん い え  
総合福祉部会からの宿題の答えとして赤点と言わざるを得ない。

あかてん まんいち ほうりつか なお けっかん  
赤点どころか、万一、このようなものを法律化してしまえば、治すべき欠陥  
う こうきゅうか こていか おそ じたい  
を埋めるところか恒久化、固定化してしまう恐るべき事態です。

ほんき こっかくていげん う と かいかく じっこう  
本気で骨格提言を受け止め、改革を実行しましょうよ。

せいきゅう しこう げんば こんらん べんめい き  
「性急な施行は現場を混乱させるから」などともっともらしい弁明も聞こえ  
てきますが、しんぼういこう けいかきかん みな けつていとう ぎじゅつてき くふう ほうほう  
新法移行の経過期間や見直し決定等の技術的な工夫の方法はい  
かんが ほうべん  
くらでも考えられます。やらないための方便はやめましょう。そんなこと言った  
しょうがいしゃさべつきんしほう じつげんで き  
ら障害者差別禁止法だって実現出来ません。

ないかくふしょう しゃせいどかいかくすいしんほんぶ かいぎ ねが  
内閣府障がい者制度改革推進本部と会議にもお願いです。

きょう そうごうふくしぶかい かいさん ちゃばん  
今日で総合福祉部会が解散なんてことあったら茶番です。

ほう みとど ぎむ そうごうふくしぶかい  
この法がどうなるかをしっかり見届ける義務がこの総合福祉部会にあります。

せいていかけつ ひ いけんはんえい きかい かいぎについでい かくほ くだ  
制定可決の日まで意見反映の機会、会議日程を確保して下さい。